

2006 年 4 月 19 日

教育委員会必置制の廃止に向けた論点と課題

首都大学東京都市教養学部准教授

伊藤 正次

1 教育委員会必置論の問題点

「執行機関」として全面設置される教育委員会

「公教育業界」の教育委員会必置論

「教育行政における政治的中立性や継続性・安定性の確保、地方における行政執行の多元化（首長に権限が集中することへの危惧）、首長が広範な事務を処理する中で専門の機関が教育を担当することのメリット（安定した行政執行）、義務教育実施の確実な担保などを踏まえると、教育委員会の設置は選択制にすべきではなく、必要な運用や制度の改善を図ることが必要であると考えられる。」（中教審答申「新しい義務教育を創造する」平成 17 年 10 月 26 日）

→ 疑問

政治的中立性？

「無色透明な客観的中立性・超然性」ではなく「ビルトインスタビライザー」

教育委員会の「政治化」の事例 ex. 蜷川革新府政下の京教委

継続性・安定性？

権限と責任が乖離した教育委員会が文科省の「朝令暮改」の伝達機関となっているという問題

専門性？

市町村教育委員会事務局における指導主事配置率 33%（平成 13 年 5 月現在）

教育委員会制度が教育行政の専門性向上に寄与したか

運用改善論？

教育委員会廃止を選択する首長が 13.6% いるという現実（「教育委員会制度及び県費負担教職員制度の運用実態に関する調査」）

2 教育ガバナンスの制度選択

(1) 教育委員会制度の廃止

教育委員会を地方自治法上の「執行機関」から外す→教育局・教育部等

地方自治法関連規定()の削除、地教行法の廃止、県費負担教職員等に関する規定の整備

「執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左の通りである。一 教育委員会」(自治法 180 条の 5・1 号)

「教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。」(同条 180 条の 8)

シンプルな制度設計

教育行政部局の再編・統合が可能 cf. 幼保一元化、子どもの安全

教育委員会規則の振り分け問題、教員人事権の取り扱い

(2) 教育委員会設置自治体の限定化

教育委員会設置自治体を一定規模以上(政令指定都市、中核市、特例市、人事委員会設置可能市等)に限定化

教員人事権の委譲(cf. 中核市)との関係

文科省と総務省の妥協を呼び込む可能性のある案

(3) 教育委員会任意設置制への転換

教育ガバナンスの完全自由化(執行機関としての教育委員会の設置も認める)

地方自治法改正(条例に基づいて教育委員会を設置できる旨の規定を整備)

課題

教育委員会の権限・組織編成等について地教行法のような法律で規定するか、自治体の条例に委ねるか

教育委員会を設置しないという自治体の意思をどのように表明するか

→原則存置・例外廃止(住民投票等)よりも、原則廃止・例外存置とすべき

教育ガバナンスの複雑化・可変性→「上意下達」行政の打破?